



宮 崎 県 公 報

令和6年7月8日(月曜日) 第524号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

| | |
|--|---|
| 告 示 | 頁 |
| ○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1 | |
| ○生活保護法に基づく指定介護機関の名称の変更 (“) 1 | |
| ○生活保護法に基づく指定介護機関の所在地の変更 (5件) …………… (“) 1 | |
| ○身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障がい福祉課) 3 | |

| |
|-------------------------------|
| ○保安林の指定予定…………… (自然環境課) 3 |
| ○林業用種苗生産事業者の登録…………… (森林経営課) 3 |
| 公 告 |
| ○県営土地改良事業計画の策定…………… (農村整備課) 4 |
| ○落札者等の公告…………… 4 |
| 病院局公営企業告示 |
| ○公金の収納に関する事務の委託 (2件) …………… 4 |
| 病院局公告 |
| ○入札公告 (3件) …………… 5 |

告 示

宮崎県告示第 377号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和6年7月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|--------------------|-----------------------------------|-----------|
| 訪問看護ステーション Visio n | 北諸県郡三股町蓼池14 09番地1 ブランエノワールI 202号室 | 令和6年6月18日 |

宮崎県告示第 378号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年7月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

| 居宅介護事業者 | | 居宅介護事業所 | |
|------------|------------------|--------------|-------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所 在 地 |
| 宮崎医療生活協同組合 | 宮崎市大島町天神前1175番地3 | 居宅介護支援事業所それい | 延岡市浜砂1丁目5-6 |

| | | | |
|--|--|---|--|
| | | ゆ | |
|--|--|---|--|

2 届出事項

| 居宅介護事業所の名称 | | 変 更 年 月 日 |
|----------------|---------------|-----------|
| 変 更 前 | 変 更 後 | |
| 訪問看護ステーションそれいゆ | 居宅介護支援事業所それいゆ | 令和5年3月16日 |

宮崎県告示第 379号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年7月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

| 居宅介護事業者 | | 居宅介護事業所 | |
|------------|------------------|--------------------------|---------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所 在 地 |
| 社会福祉法人 慶明会 | 国富町大字岩知野明久 357番地 | 社会福祉法人慶明会 日南慶明在宅介護支援センター | 日南市飢肥6丁目2番22号 |

2 届出事項

| 居宅介護事業所の所在地 | | 変 更 年月日 |
|---------------------|---------------------|----------------------|
| 変 更 前 | 変 更 後 | |
| 日南市飫肥 6 丁目 6 番 62 号 | 日南市飫肥 6 丁目 2 番 22 号 | 平成 24 年 12 月 18 日 |

宮崎県告示第 380 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

| 居宅介護事業者 | | 居宅介護事業所 | |
|--------------|----------------------|---------------|----------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所 在 地 |
| 合同会社 TMLクルール | 北諸県郡三股町大字蓼池 977 番地 4 | 居宅介護支援事業所クルール | 都城市広原町 4341 番地 |

2 届出事項

| 居宅介護事業所の所在地 | | 変 更 年月日 |
|--------------------|----------------|----------------------|
| 変 更 前 | 変 更 後 | |
| 都城市広原町 11 号 6 番地 1 | 都城市広原町 4341 番地 | 平成 28 年 12 月 22 日 |

宮崎県告示第 381 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

| 居宅介護事業者 | | 居宅介護事業所 | |
|---------|----------------------|--------------|----------------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所 在 地 |
| 合同会社 さき | 日南市飫肥 8 丁目 6 番地 30 号 | 居宅介護支援事業所 さき | 日南市吾田東 3 丁目 1 番 49 号 |

2 届出事項

| 居宅介護事業所の所在地 | | 変 更 年月日 |
|----------------------|----------------------|-------------------|
| 変 更 前 | 変 更 後 | |
| 日南市飫肥 8 丁目 6 番地 30 号 | 日南市吾田東 3 丁目 1 番 49 号 | 令和 4 年 6 月 8 日 |

宮崎県告示第 382 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

| 居宅介護事業者 | | 居宅介護事業所 | |
|----------|------------------|---------------|------------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所 在 地 |
| 株式会社 あさひ | 都城市野々美谷町 1366 番地 | 指定介護支援事業所 あさひ | 都城市野々美谷町 1366 番地 |

2 届出事項

| 居宅介護事業所の所在地 | | 変 更 年月日 |
|-------------------|------------------|---------------------|
| 変 更 前 | 変 更 後 | |
| 都城市志比田町 4717 番地 1 | 都城市野々美谷町 1366 番地 | 令和 5 年 12 月 25 日 |

宮崎県告示第 383 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和 6 年 7 月 8 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関

| 居宅介護事業者 | | 居宅介護事業所 | |
|------------|-------------------|------------------|-------------------------------|
| 名 称 | 主たる事務所の所在地 | 名 称 | 所 在 地 |
| 社会福祉法人 恵愛会 | 都城市太郎坊町 5 63 番地 1 | 都城市祝吉・沖水地区地域包括支援 | 都城市郡元 2 丁目 17-2 キルトスター店舗 C 号室 |

| | | センター | | |
|--|----------------------|-----------------------------|---------|---------------|
| 2 届出事項 | | | | |
| 居宅介護事業所の所在地 | | | | 変 更 年月日 |
| 変 更 前 | | 変 更 後 | | |
| 都城市祝吉町5055番地5 ミラ・クレイン 102号 | | 都城市郡元2丁目17-2 キルトスター店舗C号室 | | 令和6年 4月22日 |
| 宮崎県告示第 384号 | | | | |
| 身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。 | | | | |
| 令和6年7月8日 | | | | |
| 宮崎県知事 河 野 俊 嗣 | | | | |
| 医師の氏名 | 従事する医療機関 | | 診療科目 | 指定年月日 |
| | 名 称 | 所在地 | | |
| 原田 耕士朗 | 都城市郡医師会病院 | 都城市 | 循環器内科 | 令和6年7月1日 |
| 黒木 直人 | 都城市郡医師会病院 | 都城市 | 循環器内科 | 令和6年7月1日 |
| 古郷 博紀 | 都城市郡医師会病院 | 都城市 | 腎臓内科 | 令和6年7月1日 |
| 大田 勇輔 | 都城市郡医師会病院 | 都城市 | 外科 | 令和6年7月1日 |
| 森 浩貴 | 宮崎県立日南病院 | 日南市 | 外科 | 令和6年7月1日 |
| 海老原 尚 | 医療法人宏仁会 メディカルシティ東部病院 | 都城市 | 内科、腎臓内科 | 令和6年7月1日 |
| 松下 真治 | 医療法人社団清風会 清風会クリニック | 都城市 | 泌尿器科 | 令和6年7月1日 |
| 横田 太郎 | 藤元総合病院 | 都城市 | 外科 | 令和6年7月1日 |
| 濱田 寛章 | 藤元総合病院 | 都城市 | 脳神経外科 | 令和6年7月1日 |
| 谷口 智明 | 宮崎県立延岡病院 | 延岡市 | 心臓血管外科 | 令和6年7月1日 |

| | | | | |
|-------|-------------------------------------|-----|------------|----------|
| 川添 智浩 | 医療法人社団聖山会 川南病院 | 川南町 | 泌尿器科 | 令和6年7月1日 |
| 山口 天慶 | 藤元総合病院 | 都城市 | 消化器内科 | 令和6年7月1日 |
| 寺田 朋 | 藤元総合病院 | 都城市 | 消化器内科 | 令和6年7月1日 |
| 武 義人 | 藤元総合病院 | 都城市 | 神経内科 | 令和6年7月1日 |
| 山中 彩衣 | 藤元総合病院 | 都城市 | 脳神経外科 | 令和6年7月1日 |
| 若松 美仁 | 宮崎県済生会 日向病院 | 門川町 | 小児科 | 令和6年7月1日 |
| 川崎 弘貴 | 一般財団法人潤和リハビリテーション振興財団 延岡リハビリテーション病院 | 延岡市 | リハビリテーション科 | 令和6年7月1日 |

宮崎県告示第 385号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年7月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字下福良字下福良 375-4、375-87、375-115、375-170
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備えて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 386号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和6年7月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

| 登録 番号 | 生産事業者の氏名 又は名称及び住所 | 生産事業の内容 | | 事務所の名称 及び所在地 |
|----------|--|---------|-----------|--|
| | | 種穂 | 苗木 | |
| 1430 | 坂本 秀男 宮崎県西臼杵郡高 千穂町大字向山18 69番地 | 採取 | 幼苗の育 成 | 坂本 秀男 宮崎県西臼杵郡高 千穂町大字向山18 69番地 |

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第87条第 1 項の規定により、後川内地区県営土地改良事業（都城市、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年7月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
令和6年7月8日から令和6年8月6日まで
- 縦覧場所
都城市役所農村整備課内
- その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。
また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の策定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の策定の取消しの訴えを提起することができる。

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和6年7月8日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 落札に係る調達件名
宮崎県警察総合指揮室映像システムの賃貸借及び保守
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号
- 落札者を決定した日
令和6年6月21日
- 落札者の氏名及び住所
三菱電機フィナンシャルソリューションズ株式会社九州支店
支店長 蓑輪 勝宏
福岡県福岡市中央区天神二丁目12番 1 号
- 落札金額
50,199,600円（消費税込）
- 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和6年5月9日

病院局公営企業告示

病院局公営企業告示第 2 号

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第33条の 2 において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託した。

令和6年7月8日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

1 委託した指定公金事務取扱者

| 名 称 | 事務所の所在地 |
|--------------|-------------------------------------|
| 弁護士法人館野法律事務所 | 東京都渋谷区渋谷 2 丁目 16 番 8 号 南雲ビル 2 階・4 階 |

- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院における未収金（患者又は関係者が負担すべき診療費のうち未納となっているもの）
- 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和6年4月1日
- 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和6年4月1日
- 指定公金事務取扱者に委託する期間
令和6年4月1日から令和6年5月31日まで

病院局公営企業告示第 3 号

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第33条の 2 において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第 243条の 2 第 1 項の規定により、公金の収納に関する事務（以下「公金事務」という。）を次のとおり委託した。

令和6年7月8日

宮崎県病院局長 吉 村 久 人

1 委託した指定公金事務取扱者

| 名 称 | 事務所の所在地 |
|----------------|--|
| 弁護士法人エジソン法律事務所 | 東京都千代田区神田錦町 1 丁目 8 番 11 号 錦町ビルディング 4 階・8 階 |

- 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等
県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院における未収金（患者又は関係者が負担すべき診療費のうち未納となっているもの）
- 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和6年6月1日
- 指定公金事務取扱者に委託をした日
令和6年6月1日

- 5 指定公金事務取扱者に委託する期間
令和6年6月1日から令和7年3月31日まで

病院局公告

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和6年7月8日

県立宮崎病院長 嶋 本 富 博

1 競争入札に付する事項

- (1) 特定役務の名称 県立宮崎病院本館等清掃業務
- (2) 特定役務の内容 清掃業務
- (3) 履行場所 県立宮崎病院 宮崎市北高松町5番30号
- (4) 契約期間 令和6年10月1日から令和8年9月30日まで
- (5) 入札方法 (1)の特定役務について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく契約である。
- (2) 県は、上記1の(4)の契約期間内において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方が契約期間中に委託業務を継続する見込みがないと認められるとき。
 - イ 本件契約の相手方の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
 - ウ 本件契約の相手方が次のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は宮崎県暴力団排除条例(平成23年宮崎県条例第18号)第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
 - (イ) 役員等(役員又は支社、支店若しくは営業所の代表をいう。以下同じ。)が、暴力団関係者であると認められるとき。
 - (ウ) 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (エ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。
 - (オ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(ア)から(イ)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (カ) (ア)から(イ)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(オ)に該当する場合を除く。)において、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき

- エ 上記アからウまでに掲げる場合のほか、本件契約の相手方が本件契約に違反したとき。
 - オ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除されたとき。
- (3) 県は、(2)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 病院局が発注する調達手続の特例を受ける清掃業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱(平成28年宮崎県病院局公営企業告示第3号。以下「要綱」という。)第2条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登録された者であること。
 - (3) 宮崎県の県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)、特別法人事業税又は地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを確認できる者であること。
 - (4) 次のいずれかに該当する者であること。
 - ア 令和6年度において上記1(3)における清掃業務を受託し、誠実に業務を履行している者
 - イ 令和4年4月1日から令和6年9月30日までの間に一契約(履行期間が1年以上のものに限る。)の契約金額(履行期間が1年を超える契約の場合にあっては、1年間に換算して算出した金額とする。)が2,000万円以上の建物清掃業務及び一般病床の許可病床数が100床以上の病院清掃業務のいずれも履行した実績を有する又は履行する見込みである者であること。
 - (5) 公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、要綱第8条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。
 - (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について、同項の登録を受けている者であること。
 - (7) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に規定する基準を満たし、かつ、同条第1号に規定する受託業務の責任者を専任で配置できる者であること。
- 4 入札参加資格を得るための申請方法
上記3の(2)に掲げる資格を有していない者で、参加を希望するものは、次により申請を行い、入札参加資格を得ること。
 - (1) 申請書類の入手、提出及び問合せ先 宮崎県病院局経営管理課経営企画担当 宮崎市橋通東1丁目9番地18号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7062
 - (2) 申請の受付期間 令和6年7月8日から令和6年7月25日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。))とする。ただし、受付期間の終了後も入札書の提出期限までは随時受け付けるが、この場合は、入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。
- 5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立宮崎病院総務課管理担当 宮崎市北高松町 5 番 30 号 郵便番号 880-8510 電話番号 0985 (24) 4181
- (2) 期間 令和 6 年 7 月 8 日から令和 6 年 8 月 22 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。））
県立宮崎病院ホームページ上でも公開する。
- 6 入札説明書の交付場所及び交付期間
- (1) 交付場所 県立宮崎病院総務課管理担当
- (2) 交付期間 令和 6 年 7 月 8 日から令和 6 年 8 月 22 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。））
県立宮崎病院ホームページ上でも公開する。
- 7 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出場所、提出期間及び提出方法
- (1) 提出場所 県立宮崎病院総務課管理担当
- (2) 提出期間 令和 6 年 7 月 8 日から令和 6 年 7 月 25 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。））
- (3) 提出方法 送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。7 月 25 日必着）又は持参による。
- 8 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認結果は、令和 6 年 8 月 8 日までに通知する。
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 県立宮崎病院総務課管理担当
- (2) 提出期限 令和 6 年 8 月 22 日午後 5 時
- (3) 提出方法 送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。8 月 22 日必着）又は持参による。
- (4) その他 入札書には、上記 8 の入札参加資格確認結果の写しを添付するものとする。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁 5 号館 2 階 521 号室 宮崎市橋通東 1 丁目 9 番 18 号
- (2) 日時 令和 6 年 8 月 23 日午前 10 時
- 11 入札保証金
入札保証金については、病院局財務規程（平成 18 年宮崎県病院局企業管理規程第 15 号）第 81 条の規定による。
- 12 入札の無効に関する事項
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (2) 入札参加資格のない者（入札参加資格の確認時に入札参加資格を有していたものの、契約の日までに、指名停止等により入札参加資格を失った者を含む。）のした入札
- (3) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
- (4) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正行為があった入札
- (9) 入札公告等の規程に違反した者のした入札
- 13 落札者の決定の方法
予定価格の範囲以内で、失格又は無効とされた者を除く最低価格の入札を行った者（調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合においては、低入札価格調査を行った結果、契約の内容に

適合した履行がなされると認められた者に限る。）を落札者とする。

- 14 契約に関する事務を担当する部局等
県立宮崎病院総務課管理担当
- 15 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 16 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 17 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital Cleaning Consignment
- (2) Time limit for tender: 5:00p.m. 22 August, 2024
- (3) Contact point for the notice: General Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital, 5-30 Kitatakamatsucho, Miyazaki-City, Miyazaki, 880-8510 Japan. TEL: 0985-24-4181

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 6 年 7 月 8 日

県立延岡病院長 山口 哲 朗

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 特定役務の名称 県立延岡病院本館等清掃業務
- (2) 特定役務の内容 清掃業務
- (3) 履行場所 県立延岡病院 延岡市新小路 2 丁目 1 番 10 号
- (4) 契約期間 令和 6 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで
- (5) 入札方法 (1)の特定役務について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定に基づく契約である。
- (2) 県は、上記 1 の (4) の契約期間内において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
- ア 本件契約の相手方が契約期間中に委託業務を継続する見込みがないと認められるとき。
- イ 本件契約の相手方の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
- ウ 本件契約の相手方が次のいずれかに該当するとき。
- （ア）暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又は宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年宮崎県条例第 18 号）第 2 条第 4 号に規

定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

(イ) 役員等(役員又は支社、支店若しくは営業所の代表をいう。以下同じ。)が、暴力団関係者であると認められるとき。

(ウ) 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(エ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

(オ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(ア)から(イ)までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(カ) (ア)から(イ)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(オ)に該当する場合を除く。)において、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

エ 上記アからウまでに掲げる場合のほか、本件契約の相手方が本件契約に違反したとき。

オ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除されたとき。

(3) 県は、(2)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 病院局が発注する調達手続の特例を受ける清掃業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱(平成28年宮崎県病院局公営企業告示第3号。以下「要綱」という。)第2条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登録された者であること。

(3) 宮崎県の県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)、特別法人事業税又は地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを確認できる者であること。

(4) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 令和6年度において上記1(3)における清掃業務を受託し、誠実に業務を履行している者

イ 令和4年4月1日から令和6年9月30日までの間に一契約(履行期間が1年以上のものに限る。)の契約金額(履行期間が1年を超える契約の場合にあっては、1年間に換算して算出した金額とする。)が2,000万円以上の建物清掃業務及び一般病床の許可病床数が100床以上の病院清掃業務のいずれも履行した実績を有する又は履行する見込みである者であること。

(5) 公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、要綱第8条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

(6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について、同項の登録を受けている者であること。

(7) 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に規定する基準を満たし、かつ、同条第1号に規定する受託業務の責任者を専任で配置できる者であること。

4 入札参加資格を得るための申請方法

上記3の(2)に掲げる資格を有していない者で、参加を希望するものは、次により申請を行い、入札参加資格を得ること。

(1) 申請書類の入手、提出及び問合せ先 宮崎県病院局経営管理課経営企画担当 宮崎市橋通東1丁目9番地18号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7062

(2) 申請の受付期間 令和6年7月8日から令和6年7月25日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。))とする。ただし、受付期間の終了後も入札書の提出期限までは随時受け付けるが、この場合は、入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 県立延岡病院総務課庶務担当 延岡市新小路2丁目1番10号 郵便番号 882-0835 電話番号0982(32)6181

(2) 期間 令和6年7月8日から令和6年8月22日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。))

県立延岡病院ホームページ上でも公開する。

6 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 県立延岡病院総務課庶務担当

(2) 交付期間 令和6年7月8日から令和6年8月22日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。))

県立延岡病院ホームページ上でも公開する。

7 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出場所、提出期間及び提出方法

(1) 提出場所 県立延岡病院総務課庶務担当

(2) 提出期間 令和6年7月8日から令和6年7月25日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。))

(3) 提出方法 送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。7月25日必着)又は持参による。

8 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果は、令和6年8月8日までに通知する。

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 県立延岡病院総務課庶務担当

(2) 提出期限 令和6年8月22日午後5時

(3) 提出方法 送付(送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。8月22日必着)又は持参による。

(4) その他 入札書には、上記8の入札参加資格確認結果の写しを添付するものとする。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁5号館2階521号室 宮崎市橋通東1丁目9番18号

(2) 日時 令和6年8月23日午後2時

11 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程(平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。

- 12 入札の無効に関する事項
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
 - (2) 入札参加資格のない者（入札参加資格の確認時に入札参加資格を有していたものの、契約の日までに、指名停止等により入札参加資格を失った者を含む。）のした入札
 - (3) 同一人が同一事項についてした 2 通以上の入札
 - (4) 2 人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
 - (7) 入札条件に違反した入札
 - (8) 連合その他不正行為があった入札
 - (9) 入札公告等の規程に違反した者のした入札
- 13 落札者の決定の方法
予定価格の範囲以内で、失格又は無効とされた者を除く最低価格の入札を行った者（調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合においては、低入札価格調査を行った結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた者に限る。）を落札者とする。
- 14 契約に関する事務を担当する部局等
県立延岡病院総務課庶務担当
- 15 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 16 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 17 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital Cleaning Consignment
 - (2) Time limit for tender: 5:00p.m. 22 August, 2024
 - (3) Contact point for the notice: General Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital, 2-1-10 Shinkouji, Nobeoka-City, Miyazaki, 882-0835 Japan. TEL : 0982-32-6181

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和6年7月8日

県立日南病院長 原 誠一郎

- 1 競争入札に付する事項
- (1) 特定役務の名称 県立日南病院清掃業務
 - (2) 特定役務の内容 清掃業務
 - (3) 履行場所 県立日南病院 日南市木山1丁目9番5号
 - (4) 契約期間 令和6年10月1日から令和8年9月30日まで
 - (5) 入札方法 (1)の特定役務について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免

- 税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 234条の3の規定に基づく契約である。
 - (2) 県は、上記1の(4)の契約期間内において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方が契約期間中に委託業務を継続する見込みがないと認められるとき。
 - イ 本件契約の相手方の業務の実施が著しく不誠実と認められ、又は契約を誠実に履行する意思がないと認められるとき。
 - ウ 本件契約の相手方が次のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - (イ) 役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表をいう。以下同じ。）が、暴力団関係者であると認められるとき。
 - (ウ) 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (エ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。
 - (オ) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(ア)から(エ)までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (カ) (ア)から(エ)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（(オ)に該当する場合を除く。）において、県が当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
 - エ 上記アからウまでに掲げる場合のほか、本件契約の相手方が本件契約に違反したとき。
 - オ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除されたとき。
- (3) 県は、(2)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格
この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 病院局が発注する調達手続の特例を受ける清掃業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成28年宮崎県病院局公営企業告示第3号。以下「要綱」という。）第2条第2項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録された者であること。
 - (3) 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）、特別法人事業税又は地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に

未納がないことを確認できる者であること。

(4) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 令和6年度において上記1(3)における清掃業務を受託し、誠実に業務を履行している者

イ 令和4年4月1日から令和6年9月30日までの間に一契約（履行期間が1年以上のものに限る。）の契約金額（履行期間が1年を超える契約の場合にあっては、1年間に換算して算出した金額とする。）が、2,000万円以上の建物清掃業務及び一般病床の許可病床数が100床以上の病院清掃業務のいずれも履行した実績を有する又は履行する見込みである者であること。

(5) 公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、要綱第8条の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

(6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について、同項の登録を受けている者であること。

(7) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たし、かつ、同条第1号に規定する受託業務の責任者を専任で配置できる者であること。

4 入札参加資格を得るための申請方法

上記3の(2)に掲げる資格を有していない者で、参加を希望するものは、次により申請を行い、入札参加資格を得ること。

(1) 申請書類の入手、提出及び問合せ先 宮崎県病院局経営管理課経営企画担当 宮崎市橋通東1丁目9番地18号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7062

(2) 申請の受付期間 令和6年7月8日から令和6年7月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））とする。ただし、受付期間の終了後も入札書の提出期限までは随時受け付けるが、この場合は、入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 県立日南病院総務課整備担当 日南市木山1丁目9番5号 郵便番号 887-0013 電話番号0987(23)3111

(2) 期間 令和6年7月8日から令和6年8月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））

県立日南病院ホームページ上でも公開する。

6 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 交付場所 県立日南病院総務課整備担当

(2) 交付期間 令和6年7月8日から令和6年8月22日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））

県立日南病院ホームページ上でも公開する。

7 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出場所、提出期間及び提出方法

(1) 提出場所 県立日南病院総務課整備担当

(2) 提出期間 令和6年7月8日から令和6年7月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））

(3) 提出方法 送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等

の手段に限る。7月25日必着）又は持参による。

8 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果は、令和6年8月8日までに通知する。

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 県立日南病院総務課整備担当

(2) 提出期限 令和6年8月22日午後5時

(3) 提出方法 送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。8月22日必着）又は持参による。

(4) その他 入札書には、上記8の入札参加資格確認結果の写しを添付するものとする。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁5号館2階 521号室 宮崎市橋通東1丁目9番18号

(2) 日時 令和6年8月23日午前11時

11 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。

12 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 虚偽の申請を行った者のした入札

(2) 入札参加資格のない者（入札参加資格の確認時に入札参加資格を有していたものの、契約の日までに、指名停止等により入札参加資格を失った者を含む。）のした入札

(3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(4) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札

(5) 入札書の表記金額を訂正した入札

(6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札

(7) 入札条件に違反した入札

(8) 連合その他不正行為があった入札

(9) 入札公告等の規程に違反した者のした入札

13 落札者の決定の方法

予定価格の範囲以内で、失格又は無効とされた者を除く最低価格の入札を行った者（調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合においては、低入札価格調査を行った結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた者に限る。）を落札者とする。

14 契約に関する事務を担当する部局等

県立日南病院総務課整備担当

15 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

16 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

17 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital Cleaning Consignment

(2) Time limit for tender: 5:00p.m. 22 August, 2024

(3) Contact point for the notice: Equipments Section, Genera-

1 Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital,
1-9-5 Kiyama, Nichinan-City, Miyazaki, 887-0013 Japan. T-
EL: 0987-23-3111